

平成29年2月定例会 環境農林委員会の概要

日時 平成29年3月6日(月) 開会 午前10時 3分  
閉会 午後 3時34分

場所 第6委員会室

出席委員 小久保憲一委員長

萩原一寿副委員長

飯塚俊彦委員、新井一徳委員、石井平夫委員、伊藤雅俊委員、小島信昭委員、

江原久美子委員、菅克己委員、石川忠義委員、柳下礼子委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]

宍戸信敏環境部長、岡崎守環境部副部長、山野均環境部副部長、

牧千瑞環境政策課長、石塚智弘温暖化対策課長、松山謙一エコタウン環境課長、

石鍋恵子大気環境課長、葛西聡参事兼水環境課長、

田中淑子産業廃棄物指導課長、安藤宏資源循環推進課長、

豊田雅裕みどり自然課長

[農林部関係]

河村仁農林部長、篠崎豊農林部副部長、松村一郎農林部副部長、

山崎達也農業政策課長、強瀬道男農業ビジネス支援課長、

石間戸芳朗農業支援課長、持田孝史生産振興課長、岡眞司森づくり課長、

大関早孝農村整備課長、田中誠農産物安全課長、岩田信之畜産安全課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第32号	県営土地改良事業に要する経費の関係市町の負担額について	原案可決
第33号	農道整備事業等に要する経費の関係市町の負担額について	原案可決
第44号	平成28年度埼玉県一般会計補正予算(第6号)のうち環境部関係及び農林部関係	原案可決
第49号	平成28年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第65号	訴えの提起について	原案可決
議第3号	埼玉県農林水産業振興条例	原案可決

## 2 調査事項

議案番号	件名
第39号	埼玉県環境基本計画の変更について

## 3 請願 なし

### 所管事務調査（環境部関係）

彩の国資源循環工場の不法投棄問題について

### 報告事項（環境部関係）

- 1 災害廃棄物処理図上訓練の実施及び埼玉県災害廃棄物処理指針（案）の策定について
- 2 第2次埼玉県広域緑地計画（案）の概要について
- 3 第12次埼玉県鳥獣保護管理事業計画（案）及び第2次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（案）の概要について

**【知事提出議案関係の付託議案に対する質疑（環境部関係）】**

**菅委員**

低炭素分散型エネルギー社会構築事業費、エコタウンプロジェクト推進費、身近な緑の保全・創出事業費は、当初予算の約40%が不用となっている。補助申請が見込みを下回ったことなどによる減額とのことであるが、利用促進の取組をしていたのか。また、見込みの甘さはなかったのか。

**エコタウン環境課長**

低炭素分散型エネルギー社会構築事業費の減額補正については、主な理由が2つある。まず、商用水素ステーション整備費補助について、県北への設置を見込んでいた事業者が、採算が合わずに整備を断念し、約1億円が不要となった。もう一つは、県有施設への燃料電池設置に係る設計委託について、大型機器のため設置場所を検討していたところ、昨年4月に機動性の高い車載式の燃料電池が市場に投入された。そのため、予定していた据置型との比較検討をしており、設計委託の執行を見送った。

また、エコタウンプロジェクト推進費については、当初、太陽光発電設備設置に対する補助を445件分見込んでいたが、全国的にも全県的にも不振で、目標を大きく下回る70件分に減額するためである。

**みどり自然課長**

身近な緑の保全・創出事業は、複数の事業で構成されている。身近な緑公有地化事業は、緑の景観地などに指定している土地を公有地化する事業であるが、土地が市に寄附されたり、所有者の都合で買収が見送られた結果、約2,755万円の減額となった。また、みどりの街なみ創出事業費は、駐車場の緑化や民間施設の緑化に対して補助を実施している。駐車場緑化補助については、当初640台の見込みが、実績としては506台で台数ベースの執行率は良かったが、10分の10と手厚い補助制度の利用が見込みを下回ったことにより、補助金の減額が約9,310万円と大きくなった。みどりいっぱい園庭・校庭促進事業については、園庭は28件の予定に対して、事業化が21件と順調であった。しかし、校庭は24件の予定に対して、実績が10件にとどまったことから、減額が大きくなった。平成28年度から補助制度を拡充したため、担当者が全市町村の教育委員会又は環境部局を回りPRに努めたが、市町村が補正予算を組むことが難しかった。今年度のPRにより、市町村の理解が進んでいることから、来年度以降は、より多くの事業化が図られると考えている。

**菅委員**

県の肝いりの事業であるにもかかわらず、当初予算の半分を減額補正というのはPR不足であると思う。PRを工夫し、次年度はこのようなことにならないようにしてほしい。  
(要望)

**柳下委員**

- 1 地球温暖化対策推進費で847万5千円の減額補正をする理由は何か。
- 2 中小企業対策として、LEDを付けるときなどに一部を補助する制度はあるのか。ま

た、その件数、活用効果について伺う。

- 3 地域エネルギー推進事業費で488万4千円の減額補正をする理由は何か。国庫補助との関係はどうなっているのか。また、特に規模の小さい企業への補助はどうなっているのか。
- 4 地域エネルギー活用としては市民共同発電の普及推進が重要であると考えるが、補助件数と額はどのようになっているのか。

#### エコタウン環境課長

- 1 地球温暖化対策費については、エネファームなどの省エネ設備をHEMSとともに導入する場合に補助するというものだが、当初見込みの1,000件が900件となる見込みのため、減額をお願いするものである。
- 3 再生可能エネルギーの設備導入を当初は6件見込んでいたが、3件の補助にとどまり、減額が必要となったためである。国庫補助としては、本県内で5件の補助実績があるが、このうち2件は複数年度にまたがるものであり、本県の補助対象とはならなかった。また、小規模の案件を見込んでいたが、3件とも工場で、比較的規模の大きな案件である。今後も、幅広く小規模の企業についてもフォローしていきたいと考えている。
- 4 市民共同発電については、平成21年から行っているもので、平成28年度は4件で272万1千円の補助をした。

#### 温暖化対策課長

- 2 LED化を行うなどの中小企業への補助については、平成22年度から実施している。直近3か年の申請件数では、平成26年度82件、平成27年度155件、平成28年度86件となっている。効果としては、年間CO<sub>2</sub>削減量が約1,610トンとなっている。

#### 柳下委員

住宅用省エネ設備は多額の費用がかかる。エコタウンプロジェクトを行うことで、住民の省エネへの取組や地域エネルギー創出への意識は変わっているのか。また、省エネ設備の1,000件の補助見込みが大幅に減っているが、この辺りの検証はどうか。

#### エコタウン環境課長

省エネ設備の補助については、エコタウンプロジェクトとしてではなく、全県の補助として実施している。エネファームなどの省エネ設備はHEMSと合わせて補助対象としており、これまでの3年間の結果について、今後もきちんと検証していく。

#### 柳下委員

住民参加型の地域エネルギーの利用促進についてはどうか。

#### エコタウン環境課長

住民参加型の取組として、エコタウンプロジェクト等の事業も進めている。これまでの家庭部門に対する取組は啓発が中心であったが、それだけではなかなかCO<sub>2</sub>を削減できなかった。そこで、家庭に省エネ設備を導入していただくことでCO<sub>2</sub>の削減を進めたい。現在、地域を限定して重点的に実施しているが、それをどのように他地域へも拡大させていくのが課題である。

## 柳下委員

本県には中小企業が多い。中小企業が環境対策に協力することで、経営もうまくいくような総合的な支援について、どう考えるか。

## 温暖化対策課長

中小企業は、本県の産業・業務部門のCO<sub>2</sub>排出量の約半分を占めており、その対策は大変重要であると認識している。LED化を行うなどの中小企業への補助金のほかにも、省エネの専門家を無料で派遣する省エネ診断の実施や、セミナーにより、成功事例を広めるなど中小企業対策を行っている。今後とも様々な手段を講じて、中小企業を全面的にバックアップしていく。

---

## 【調査事項に関する質疑（環境部関係）】

### 新井委員

計画を進める上で、PDCAサイクルを徹底することが非常に重要なことと考える。第4の「2 計画の実効性の確保」では、P、D、C、Aの説明があるが、アからエまでの説明がPDCAサイクルのことを言っているのかどうか、端的にお答えいただきたい。

### 環境政策課長

PDCAサイクルのことを言っている。

### 新井委員

実際にこの部分を読んでも、本来のPDCAになっていないと感じる。例えば、アは計画、つまりPLANになるが、全般的な推進管理など事業の推進、調整を図っていくことが記載されている。これはPLANとは全く関係ない。また、エは改善、つまりACTIONのはずだが、事業の自己評価結果の評価や取りまとめ、計画の全般的な管理のことが記載されており、これはACTIONになっていない。PDCAサイクルの本来の姿を表す記載になっていないと感じる。なぜこのような記載になっているのか。

### 環境政策課長

環境基本計画の取組は各部局にまたがっており、環境部は取りまとめの立場である。各部局が事業ごとにPDCAサイクルを回している。環境部が全体を所管する立場で行うことを括弧書きで示している。

Pは事業の推進、調整となっている。環境部が、各部局で行う毎年の事業の進捗状況、目的の達成状況を取りまとめて、環境審議会に報告し、意見をフィードバックして、事業の推進、調整に努めるという立場を表記したものである。Aは、検証、改善となっている。環境部では、毎年各部局から提出される施策指標の進捗状況について、評価をする。取組や目標の達成状況を取りまとめ、それを環境審議会に報告して、県議会に提出している。県民には環境白書やホームページを通じて公表している。括弧書きに記載のある改善というのは、このような取りまとめをして、検証、評価したものを、今回のように変更という形で5年を目途に計画の見直しを実施することを指している。

### 新井委員

これではPDCAサイクルとは言えないのではないか。

## 環境政策課長

P D C A サイクルを使って計画の管理をするという立場である。委員がおっしゃっているような分かりにくさはあるかもしれないが、各事業を実施する「各部局は」という表現と、「環境部は」という表現により具体的に役割を記載している。

## 新井委員

- 1 5か年計画特別委員会で5か年計画の修正案が可決されたので、根本的に分かりやすい表記に直すべきだと思う。特に、エについては、検証という言葉が入っており、全く改善になっていないので、抜本的に直すべきである。(意見)
- 2 施策指標の中の「県産木材の供給量(年間)」に関連して伺う。目標値まで供給量を増やすためには、作業効率を向上させることが必要である。例えば、作業道の延長など具体的な取組について、どのように考えているか。

## みどり自然課長

- 2 現状の作業道は1ヘクタール当たり21メートルであるが、作業効率を上げていくために、1ヘクタール当たり50メートルとすることを目指す。年間60キロメートル程度増やしていくことにより、目標を達成したい。なお、実際には、事業主体となる森林組合などが補助金の交付を受けて進めていくこととなる。

## 飯塚委員

第3の1の(1)に、「東日本大震災発生により、大規模発電所に依存したエネルギー供給構造は、大規模停電など脆弱性を有することが明らかとなりました」とあるが、脆弱性を有するとした根拠は何か。

## エコタウン環境課長

我が国の大規模発電所の大部分が湾岸部に位置するため、そこが被災すると大規模停電が発生する。また、発電に係るエネルギー源の多くを海外に依存している。国のエネルギー基本計画の中でも、「2012年時点におけるエネルギー自給率は、6.0%まで落ち込み、国際的にみても自給率の非常に低い脆弱なエネルギー供給構造となっている」、「海外において何らかの問題が発生した場合に、自立的に我が国が資源を確保することが難しいという根本的な脆弱性を有している」との記載がある。

## 飯塚委員

第3の1の(1)に、「災害に強いエネルギー供給構造は分散型電源が30%以上とされています」とあるが、その根拠は何か。

## エコタウン環境課長

国の調査会で、エネルギーのベストミックス等を議論している中で、分散型電源の割合について言及があり、一橋大学の橘川教授からは20%、東京工業大学の柏木教授からは32.5%との発言があったことから、この計画では30%以上とした。

## 飯塚委員

人によって意見が違う中で、県の環境基本計画ができてしまって大丈夫なのかと思う。太陽光発電の普及促進について、先日の5か年計画特別委員会では補助金による県の支援

を行う予定はないとの答弁があった。県の支援がないのに、どのように普及させようとしているのか。

### エコタウン環境課長

平成21年度から平成25年度まで補助事業を行っていた。5か年計画特別委員会では、固定価格買取制度が始まり設置費用を補えることや、設備の設置費用自体が下がったことから、県下一斉の補助を行う必要性はなくなったと答弁した。現状では、年間1万基程度は住宅用太陽光発電設備が増えている。新築住宅を中心にゼロエネルギーハウスを促進したり、大きな設備から小さな設備にシフトするなど様々な工夫の中で進めていく。

### 飯塚委員

太陽光発電の普及の必要性は理解できるが、私の地元からは、エコタウン事業は意味があるのかという声も聞こえてくる。先ほど新井委員からPDCAサイクルの話もあったが、エコタウンモデルの全県展開は費用対効果などの検証を明確に行うべきだと思うがどうか。

### エコタウン環境課長

エコタウンモデル事業は平成24年度から始めたが、データを取るのが難しかったため、推計でエネルギー自給率を22.5%高めたとの結果を出した。県補助金として880戸に対し8,600万円を交付しており、年間でCO<sub>2</sub>が447トン、ブナ林でいうと100ヘクタールが吸収する量に当たる分を削減できている。電気料金に換算すると1戸当たりおおよそ2万円の削減となる。全戸で約1,800万円の削減となるので、4年強で回収できるという計算になる。

### 萩原副委員長

- 1 地球温暖化対策は、パリ協定による国際公約でもあるし、我が国としても本県としても継続的な取組が必要と考えるが、本県としての見解を伺う。
- 2 太陽光発電については、業務用は様々な問題が指摘されており、慎重に対応する必要があるものの、住宅用はエネルギーの地産地消の観点から推進すべきと考えるがどうか。

### 環境部長

- 1 政府は、温室効果ガスについて、2030年度に2013年度比26%削減の目標を掲げている。地球温暖化の防止のために、国、県など全ての主体が取組を進めていかなければならない。県も取組の一翼を担い、強い意志を持って進めていきたい。
- 2 パリ協定を批准した際の国の計画では、全発電電力量のうち22%程度を水力、風力、太陽光などの再生可能エネルギーで賄っていく目標となっている。全体の9%が水力、7%から8%が太陽エネルギーとしており、太陽光も重要であると位置付けられている。本県では風力や地熱による発電が難しいため、国の計画と同様の再生可能エネルギー比率にするためには、できるだけ太陽光エネルギーの活用を進めていく必要がある。

### 伊藤委員

- 1 5か年特別委員会では先行エコタウンに関する県の補助額を9,000万円と聞いたが、先ほどは8,600万円と答弁していた。どちらが正しいのか。
- 2 エコタウンプロジェクトの成果として447トンのCO<sub>2</sub>削減、年間で1,800万円の削減ができ4年間で回収ができるとのことだが、これでしっかりとした検証はでき

ているのか。また、費用対効果はどうか。

- 3 産業廃棄物排出者による産業廃棄物の適正処理を推進するためには、産業廃棄物排出者責任の指導強化だけにとどまらず、適正な行政処分を行うことも視野に入れることが重要と考えるがどうか。

#### エコタウン環境課長

- 1 正確には8,584万9,000円である。5か年特別委員会では約9,000万円と申し上げたがどちらも同じものを指している。
- 2 きちんと検証したと考えているが、不十分な部分もあったという反省もある。必要があれば、引き続き検証を続けていきたい。

#### 環境部長

- 2 東松山市と本庄市の街区880戸の検証について課長から説明したが、162戸に太陽光発電設備、省エネ設備は163戸、HEMSは138戸に設置した。HEMSと省エネ設備については、どのくらい省エネしたか推計した。太陽光発電は、太陽の角度などを調べ、国土交通省、環境省のプログラムを活用して、どのくらい電力を創ってエネルギーを削減したか推計した。この合計を880戸全体のエネルギー使用量で割って算定した。今後、しっかりと様々なデータを集めて検証したい。

#### 産業廃棄物指導課長

- 3 廃棄物の適正処理が目的であるため、取組には行政指導と行政処分が含まれている。今後も適正な行政指導、行政処分を行っていく。

#### 伊藤委員

検証についてはいろいろと動きがあるものと考えている。この検証でエコタウンプロジェクトの全県展開をしていいのか。

#### 環境部長

エコタウンプロジェクトについては、先行エコタウンと展開エコタウンを実施しており、先行エコタウンは東松山市と本庄市で、展開エコタウンは平成27年度から草加市と所沢市で実施している。草加市と所沢市では、従前の反省を踏まえ、個々の住戸の詳細なデータが確認できるよう、東京電力から直接データの提供を受けられるようにした。なるべく詳細なデータを取って検証の精度を高めていきたい。エコタウンモデルの全県展開は間違っていないと思うので、データの検証を踏まえて全県に普及していきたい。

#### 菅委員

- 1 「県全体の温室効果ガスの排出量」の削減目標値は、国から示された削減率を逆算したものか。実効性を高めるためには、しっかりした積算が必要だが、平成33年度の目標の数字をどのように積み上げたのか。
- 2 廃棄物の減量化・循環利用の推進の施策指標に「一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量」と「産業廃棄物の最終処分量（年間）」の目標値があるが、最終処分の前段階の中間処理の比率を上げる指標がない。また、「県や市町村が行う3R講座の受講者数（年間）」は施策指標になっているが、これでは3R講座の受講者数を増やして、民間に任せるだけでいいというように見えてしまうがどうか。

3 「環境科学国際センターの共同研究数（累計）」の施策指標について伺う。私はサラリーマン時代に環境分野に携わっており、環境科学国際センターの文献に触れることがかなり多く、県として誇れるセンターだと認識している。ただ、共同研究数を446件から680件に増やすことを目標としているが、件数だけ増やせばいいという問題ではない。目標達成に向けて件数を増やすことよりも、どの分野を強化するかなど、中身の方が大事であると思うがいかがか。

#### 温暖化対策課長

1 県の温暖化対策の個別計画で、2020年までに2005年比で21%削減するという目標を持っている。2020年度の排出量としては、3,380万トンと見込んでいる。環境基本計画の目標年次は、1年先の2021年度であるので、2030年度に2013年度比26%削減という国の目標を踏まえて1年分延ばしたものであり、基本的には県独自の試算をベースとしている。実効性については、産業・業務部門のうち排出量取引制度で約100万トン、運輸部門の次世代自動車の導入で30万トンから50万トンの削減を見込んでいる。県のみならず、国も温暖化対策の施策を行っており、それによる削減も見込める。埼玉県も頑張っって実行していきたい。

#### 資源循環推進課長

2 最終処分量の削減を施策指標にしたのは、3Rの取組状況を的確に示すとともに、最終処分場の延命化にもつながるためである。適正な中間処理、分別の徹底、食品ロスの削減の推進、3R講座の開催による県民への普及拡大など、いろいろな取組の成果を象徴的に表すのが最終処分量である。

#### 環境政策課長

3 共同研究自体が、民間企業や大学と一緒にする共同研究のことを指しており、非常にレベルの高い研究や技術開発を推進するために行っている。共同研究の構成機関として名を連ねること自体がセンターのこれまでの研究成果の評価の証であることから施策を代表する指標としている。件数については、今やっている実態を踏まえて、このような件数にしている。

#### 菅委員

1 温室効果ガス削減の内訳について、もう少し詳しく説明していただきたい。  
2 最終処分量を減らせばいいというのではなく、中間処理を市町村や民間事業者任せにせず、その比率自体を目標にすればいいのではないか。  
3 環境科学国際センターの共同研究について、どの分野を強くしていくかなどの考え方はどうか。

#### 温暖化対策課長

1 環境基本計画の削減目標を達成するためには、486万トンの削減が必要となる。その内訳は、産業部門で164万トン、業務部門で64万トン、家庭部門で100万トン、運輸部門で111万トン、その他で47万トンを見込んでいる。産業・業務部門では、排出量取引制度に加え、省エネ機器の導入が進むことなどを見込んでいる。家庭部門では厳しい状況ではあるが、LED照明の導入の余地があると考えている。また、ここ数年のCO<sub>2</sub>の排出量は減少傾向にあるので、市町村と協力するなどして何とか100万

トン削減していきたい。

#### 資源循環推進課長

- 2 特に一般廃棄物の中間処理は、量が少なく、実際にはほとんどが焼却又は分別して回収しているため、中間処理についての指標を設けることは難しいが、どのような方法で施策の進捗が管理できるか今後検討したい。

#### 環境政策課長

- 3 共同研究に関する分野だが、埼玉県課題でもあるPM2.5に関するもの、水質浄化に関するもの、地球温暖化に関するものなどであり、県の現在の課題や今後課題となるようなテーマを中心に取り組んでいる。件数の内訳については、今は手元に資料がない。

#### 菅委員

中間処理については、一般廃棄物の処理は市町村の事務ではあるが、統括しているのは県であるので、中間処理の目標を掲げて、結果を検証してほしい。（要望）

#### 柳下委員

- 1 地元所沢の柳瀬川でアユ6,000匹を放流して、翌年、300匹が川に戻ってきたため、焼いて食べるなどのイベントを行った。水質が良くなってきていることを実感して、行政の努力は素晴らしいという声が上がるとともに、もっと上流まできれいにしてほしいという声もあった。河川の水質保全の推進と川の再生活動の推進に係る施策指標である「アユが棲める水質の河川の割合」について、今後の見通しと県民の受け止めについて伺う。
- 2 食品はポリエチレンなどで過剰包装されており、夏はペットボトルが大量に排出される。パソコンやスマホを買い換えれば接続コードなどは古いものが使えない。製造段階から使用後の処分についても考えることが、製造者の責任だと考えるがどうか。

#### 葛西参事兼水環境課長

- 1 アユが棲める水質の河川の割合であるが、平成27年度は94地点中84地点、89%で達成した。これを平成33年度に87地点で達成、93%に持っていくことを目標としている。一方で、7つの地点についてはその河川を取り巻く個別の状況から難しいと考えている。柳瀬川ではアユの遡上があり、入間川等では魚道等の整備も進んでいると聞いている。アユなどの魚の生息範囲が広がっていることで県民も水質の改善を実感しているのではないかと考えている。水質改善に向けては、生活排水対策として、特に合併処理浄化槽の普及を強力に進めている。さらに、県民の皆様に、川のきれいさを享受してもらえるように努力していきたい。

#### 資源循環推進課長

- 2 企業の取組については、「環境と経済発展の好循環の創出」の項に書いてある。事業者も瓶を薄くしたり、レジ袋を軽くしたりするような取組をしているところもあるので、県としてもPRしていきたい。また、市町村は容器包装リサイクル法の施行に努めているため、しっかりと支援していく。

## 柳下委員

私たち消費者は、分別リサイクルをしたり、バザーに持って行くなどいろいろやっている。しかし、一番大きなポイントは、製造の段階からごみを出さない仕組みを作ることであるが、国に要望できないか。

## 資源循環推進課長

製造者がしっかりと行うことが重要なので、県内外の事業者が取り組んでいくよう、国への要望を行っていきたい。

---

## 【知事提出議案関係の付託議案に対する質疑（農林部関係）】

### 新井委員

第65号議案について伺う。これから裁判を控えていることもあり、答弁しづらい点もあると思うが、できる範囲で誠実に答弁してもらいたい。

- 1 今回の盛土崩落事故が発生した原因について、県としてどのように把握しているのか。それに関連して第三者による調査も行ったのか。また、現地は現在どのような状況か。
- 2 本来、開発許可を受け、事故を起こした主たる原因者である有限会社トレードナインが復旧事業を行うべきであるが、なぜ県が行政代執行を行ったのか。

### 森づくり課長

- 1 盛土崩落事故の発生後、第三者機関である土質調査に詳しいコンサルタント会社に委託し、原因解明のための調査を実施した。その結果、現地の状況から盛土量は許可量の3倍を超えること、また、盛土の締固めが不十分であることが判明した。事故発生の原因については、事故の数か月前に、盛土の頂上部に更に盛土したため不安定化したこと、また、盛土が高くなるにつれて、湧き水が排出されにくくなり地中にたまり、土砂が滑りやすくなったことにより崩落したとの報告を受けている。現地の現在の状況は、行政代執行による工事の完了後、再度の崩落は起こっていない。また、表土に草が繁茂するなど斜面は安定している。定期的な巡視や台風などの豪雨の後のパトロールを通じて、安全確認を行っている。
- 2 県は、林地開発の事業者である有限会社トレードナインに対して、復旧工事計画書の提出や復旧工事の実施に対する指導を再三にわたり行ってきたが、同社は従わなかった。また、勝手に建設重機等を引き揚げたり、連絡なく代表者を変え、その後の届出も提出しないなど、不誠実な対応であった。県は、必要な手続、弁明の機会の付与等を経て着手期限を平成25年5月24日と定めた復旧命令を通知したが、工事が着手されないまま、期限を迎えた。このような中、第三者機関からは土砂の流出や新たな崩壊のおそれが指摘された。梅雨期を控えていたこともあり、安全を確保する観点から緊急に対応するため、県が代執行を行った。

### 新井委員

平成25年の当委員会において、行政代執行の費用の求償を徹底的に行うことを強く求めることを決議したが、実際にトレードナインに対する行政代執行の費用の求償をどのように行ったのか。

### 森づくり課長

有限会社トレードナインに対する代執行費用の求償については、工事の完了後、平成2

5年9月17日付けで納付命令書を代表者自宅に届けた。納期限である平成25年10月1日を過ぎても納付がないため、督促通知を平成25年10月21日付けで代表者本人に手渡した。督促通知の納期限を過ぎても納付がないため、平成25年11月1日から行政代執行法第6条に定める国税滞納処分の例により滞納処分の手続を開始した。その後、関係市町や金融機関に対し、固定資産や預金の状況について調査を行い、平成25年11月22日に有限会社トレードナインの預金口座を差し押さえ、1,387円を回収した。引き続き財産調査を継続して実施するとともに、弁護士と相談しながら、行政代執行に要した費用の回収を図っていく。

### 新井委員

追加資料に「有限会社トレードナインと共同で開発許可の条件に反する開発行為を行い」との記載があるが、具体的にはどのようなことを指しているのか。また、訴訟の相手方の法人の代表者に関して、「有限会社トレードナインの代理人として上記開発行為に積極的に関与しており」との記載があるが、どのようなことなのか。

### 森づくり課長

開発許可の条件に反する開発行為については、原因調査を行った第三者機関から、現地の状況から盛土量が許可量の3倍を超えること、盛土の締固めが不十分であったことの報告を受けている。また、トレードナインとの共同や代理人としての積極的な関与については、裁判の争点の一つとなる可能性があるため、答弁を差し控える。御理解のほどお願い申し上げます。

### 菅委員

- 1 第44号議案の補正予算の減額修正について伺う。農業経営基盤強化対策費は57%、林業・木材産業構造改革事業費は81%、かんがい排水事業費は54%、土地改良事業運営等指導促進費は92%の減額率である。このように見込み違いが大きくて大丈夫なのか。
- 2 予測不能な事業も当然あるとは思いますが、減額補正が53事業、減額補正率が25%である。見積りが過大と思うが、見解を伺う。

### 農業ビジネス支援課長

- 1 農業経営基盤強化対策費の減額は、主に農地中間管理事業に関するものである。農地中間管理事業を活用した地域や個人に交付される機構集積協力金について、平成27年度までは、交付要件に合致すれば上限なく交付されていたが、平成28年度県予算編成後に国の要綱が改正になって、県全体の交付額の上限が、機構を通じて担い手に新規集積された面積10アール当たり5万円と変更されたことから、約2億円の減額となった。また、機構から市町村へ一部業務を委託しているが、市町村においてほかの業務との区分経理が難しいなどの理由から委託料をもらわないで委託業務を実施した市町村が多くあったため、約1億1,000万円の減となった。さらに、機構が農地を所有者から借り受けて担い手に貸し出すまでの期間が短かったものが多く、管理費や賃料が少なくて済んだことにより、約8,700万円の減となった。農地中間管理事業は今年度3年目で、目標面積800ヘクタールに対して実績見込みは約1,000ヘクタールであり、マンパワー等を活用して事業推進に努め目標を達成できたと考えている。

## 森づくり課長

- 1 林業・木材産業構造改革事業費については、公共施設の木造・木質化や木材加工流通施設の整備等に助成するもので、財源のほとんどが国庫支出金となっている。公共施設の木造・木質化については、予算編成段階では国庫補助金の補助率が事業費の2分の1とされていたが、その後、15%と大幅に引き下げられたため、補助金額が大幅に減少した。さらに、国に対し新たな補助率で補助金を要望したものの、国からの内示額が要望を大きく下回ったことから、今回の減額となったものである。

## 農村整備課長

- 1 かんがい排水事業費は、農業水利施設の更新や補修などを行う事業であるが、地元からの要望が非常に強く、県予算については、地元要望を踏まえて計上させていただいた。しかし、この事業は国費を元にして行う事業であるため、国に強く要望したところであるが、国費が余り来なかったため、大幅な減額となっている。また、土地改良事業運営等指導促進費は、換地の清算金等である。換地処分を2地区で予定していたが、換地計画を見直すため、今年度については減額補正ということで対応させていただく。

## 農業政策課長

- 2 減額補正が多いのは、国庫支出金が主な財源となっている事業が多く、内定差があったり、実際の要望が下回ったことなどが原因である。今後ともなるべく正確に見込んでいきたい。

## 柳下委員

- 1 第44号議案について伺う。私はこの間の委員会視察で、内装木質化の本当にすばらしい施設を見て感動した。一方、狭山市では、公民館を木材で造ろうと補助金の要望をしたが、減ってしまったと聞いている。木は体にも良いし、森林の豊かな日本なのだから、全体のパイを大きくするため、国に補助金拡充を働き掛けるべきである。また、国が拡充しないならば、県として独自に頑張るということも必要と考えるがどうか。
- 2 県の役割は、農家の方たちが、意欲を持って、食べることができ、後継者ができる農業にしていくことだと思うが、農業後継者育成対策費が2,256万4千円の減額補正となっている理由を伺う。また、新規就農者認定の対象は45歳までが原則となっているが、高齢者が非常に多かったり、中山間地であったりするなど、地域の実情によっては意欲があれば45歳を少し過ぎていても、協議に応じると国も言っている。県の場合、これまで45歳を過ぎて給付を受けられなかったケースはあったのか、さらに、特別な事情がある場合等について、国と協議したことはあるのか。

## 森づくり課長

- 1 公共施設の木造・木質化は、民間への波及効果やPR効果が高いため、引き続き推進していく必要がある。今後、国に対してあらゆる機会を捉えて、他の都道府県と連携しながら、十分な予算の確保と補助事業の拡充を強く求めていく。

## 農業支援課長

- 2 農業後継者育成対策費の主な減額の理由は、青年就農給付金の減額などである。青年就農給付金は、できるだけ多くの方に御活用していただくということで制度の説明等、周知に努めてきた。今年度については、これまでで最も多くの方に御活用いただい

るが、給付総額は予算額を下回って減額になった。また、45歳以上で給付を受けられなかったケースについてであるが、就農希望者に対しては、この制度の説明等を丁寧に行っている。制度を十分理解していただいた上で、就農を支援しているので、給付を受けられなかったケースというのではない。また、国との協議については、具体的な事例がないので行ったことはない。

#### 柳下委員

新規就農総合支援事業の制度の利用者が増えているということであるが、就農準備給付金事業の予算としては40人で150万円、市町村に対しても3市町村で32万7千円、就農開始給付金事業が140人で150万円という当初予算になっている。減額補正する具体的な中身について伺う。

#### 農業支援課長

給付金については、準備型という研修中に給付する給付金と経営を開始した後に給付する経営開始型の給付金があり、経営開始型の方が予算額を下回った。

#### 柳下委員

人数が増えているということだが、人数が増えていて給付額が決まっているとしたら予算が余るはずないと思うがどうか。

#### 農業支援課長

準備型については、枠を40名から50名に拡大するため、今回増額補正をさせていただいている。また、経営開始型については、予算を下回る見込みなので減額補正している。経営開始型については、年度をまたぐ給付対象者などもいるので1年間150万円ではなく、例えば、年度をまたぐと半年分ずつ75万円ずつを今年度と来年度で給付するという仕組みとなっている。このため人数は若干増えているが全体での予算額は下回った。

#### 柳下委員

先ほど45歳を過ぎた人については事例がないという答弁だった。私が12月の一般質問で取り上げたが、県平均と比べて高齢化率が非常に高く、中山間地である小鹿野町で一所懸命キュウリを作っている人が、45歳を半月過ぎていたので、給付を受けられなかった。部長からは、農業後継者を増やすため、要件緩和を国へ働き掛けるという答弁を頂いており、引き続き行ってもらいたいがどうか。

#### 農業支援課長

要件の緩和については、機会を捉えて国に要望している。引き続き要望していきたい。

---

#### 【知事提出議案関係の付託議案に対する討論】

なし

---

#### 【議員提出議案関係の付託議案に対する質疑（議第3号議案）】

#### 石川委員

1 第16条第3項には市町村が行う地産地消の取組への支援について、記載されている。木材利用については、市町村が実施する公共施設における県産木材の利用について、情

報の提供や必要な施策を講ずるという条文になっている。一方、今の埼玉農林業・農山村振興ビジョンでは、情報提供にとどまらず、市町村に対して、県産木材の利用を促進するような内容になっている。この関係性について、教えていただきたい。

- 2 第22条第2項の財政上の措置の中で、「事業に要する経費について、特別の配慮をするものとする」とあるが、社会状況の変化で財政上いろいろな事態が想定されることや、長の執行権もある中、それらの関係をどう考えているのか。
- 3 附則の第2項で、埼玉農林業・農山村振興ビジョンをこの条例の規定による基本計画とみなす旨を規定している。今ある振興ビジョンでは、水産業の部分がかなり少ない状況にある。一方、この条例案ではもうちょっと頑張ってもらおうという条文になっているが、どう考えているのか。

#### 白土議員

- 1 施策を後退させることを意図したものではない。しかしながら、個々の施策については、条例を踏まえ、基本計画で規定して、執行部で実施していただくのが大前提である。市町村で実施している取組を、更に進めてほしいとの趣旨であることを御理解願う。
- 2 第22条第1項の「財政上の措置を講ずるよう努める」という努力義務を前提に、第2項では、その努力義務の範囲で特に配慮すべき事柄を明記した。私どもは、試験研究や農業基盤整備に関しては、未来の埼玉県農林水産業を支えていく上では非常に重要であると考え、努力義務の範囲内で明記したものである。このため、知事の予算編成権などに抵触するものではないと考えている。なお、個別事案については、執行部で実施していただくこととなり、その前提である理念としての条例と考えている。
- 3 振興ビジョンでは、水産業の振興は養殖業の1ページのみで、内容が薄いと感じている。漁獲高も都道府県で47番目、4トンという桁が違う漁獲高である。現在、ホンモロコの養殖は県の試験研究で力を入れているところではあるが、今後、条例を基に、水産業に一層のスポットを当てていただくよう期待している。

#### 江原委員

- 1 条例を策定するに当たって、5月から様々な視察をされたとのことだが、具体的に、どのような団体とどのぐらい意見交換されたのか。
- 2 第7条第4項の議会報告について、具体的にどのように行うことをイメージしているのか。

#### 白土議員

- 1 プロジェクトチームを5月に立ち上げ、視察を計3回、11か所に行った。会社名などになるため具体名は言えないが、大規模農家、都市農業の観光農園、鴻巣の花き農家、ヨーロッパ野菜を栽培しているところなどである。意見交換は、農協をはじめ、森林組合、木材協会などの林業関係や、畜産、水産などの団体と行った。約1年という長いスパンで検討し、提案させていただいたところである。
- 2 第7条第4項として、知事が毎年施策の実施状況を議会に報告していただき、議会として継続して検証できるような規定を設けさせていただいた。埼玉農林業・農山村振興ビジョンに基づいて、報告を頂くような形である。

## 柳下委員

- 1 昨年5月から、プロジェクトチームを作り、視察や調査研究をして、すばらしい条例案を出されたことに敬意を表したい。知り合いの農家に意見を聞いたところ、細かいところまで記載されていると評価していた。条例には、職員の確保と財政的な裏付けが入っているので、執行部においては具体化してほしい。（要望）
- 2 私も長く議員をやっているのでいろいろな所へ視察に行ったが、特に大雪が降ってハウスが倒壊したときなどは大変だった。特に中山間地農業への支援が必要だと思うが、どのように検討し、条例にどのように反映しているのか。
- 3 持続可能な農業として希望を持ってもらうためには、青年新規就農者に対する支援が必要であるが、特別な支援、例えば所得を確保する給付金の拡充などについて、どのような検討をしたのか。条例では、高齢者、女性などがあるが、新規就農者については、条例のどこに反映されているのか。
- 4 第22条に「財政上の措置を講ずるよう努める」とある。12月13日の加須市議会で、「『農業者戸別所得補償制度の復活』を求める意見書」が出ていることを御存じか。また、「米作って飯食えない」という生の声を私は聴いているが、このことについて、どう考えているか。さらに、農家の生の声を聴いていると思うが、提案者が実感を込めて受け止めていることを伺う。

## 白土議員

- 2 中山間地農業への支援については、第17条の農山村の振興に関する施策の「農山村における生産基盤及び生活環境の整備の推進その他の必要な施策を講ずる」という条文に含められていると考えている。中山間部は、ため池など老朽化で非常に危ない農業基盤がある。農業基盤整備について特段の配慮がないとなかなか前に進められないという思いを込めさせていただいている。
- 3 成年の新規就農者への個別の支援策については、第9条第2号において「新たに就業等をしようとする者」への支援等を定めていることを受け、今後、執行部において具体的な施策で対応していただきたいと考えている。また、視察などで、後継ぎの問題や、青年新規就農者と同様の支援を求める声を受け、持続可能な農業経営をするための支援をしっかりと行わなければならないということを、この条例に込めさせていただいている。
- 4 この20年間で、農林部の関係予算は66%減少、人員は40%減員という厳しい状況の中で、農林関係者には御努力いただいている。未来を考えて、試験研究の充実や、ため池などの老朽化対策、農業基盤整備などを充実させたいという思いを込めて、第22条の財政上の措置を規定した。個別具体的な施策については、執行部が、この条例を踏まえて進めていくと思うので、ここでは控えさせていただく。生の声を聞いて、実感したのは、専門的な人員、相談を受ける普及員が少なくなっており、農業生産者は困っていることである。また、ブランド化が進んでいないことである。具体的に申し上げますと、牛肉では彩さい牛、深谷牛などいろいろブランドがあるが、一律で埼玉の牛肉ということで押し出していない状況にある。繰り返しになるが、農業基盤整備についても、20年前と比べて、約半分ぐらい予算が落ち込んでいる。復活まで時間がかかると思うが、しっかりと未来につながるような農業基盤整備をしていただきたいと思い込めて、条例を作成した。

## 柳下委員

答弁漏れがある。加須市議会の「『農業者戸別所得補償制度の復活』を求める意見書」については御存じか。この意見書によると、米60キログラム当たりの米価は1万1,040円、生産費は1万5,390円で、農家は米1俵を作ると約4,000円の赤字であるとのことである。米農家を守るため、人や研究費予算を増やして、いい米を開発してブランド化していくという思いがこの条例に込められていると認識しているが、それでよいか。

## 白土議員

お考えはごもっともだが、加須市議会の意見書については承知していない。また、個別具体的な施策については、条例を踏まえて執行部で実施することを想定している。特別の配慮をすると規定されていることで、御理解いただきたい。

## 菅委員

- 1 施行期日が公布の日とあるが、条例可決日でよいか。
- 2 経過措置として、埼玉農林業・農山村振興ビジョンを基本計画とみなすと規定されているが、新たな基本計画をすぐに作るのか。
- 3 財政上の措置について、県の農林水産業予算・職員が絞られているのは同じ認識だが、国でも予算を絞られている。国に働き掛けて予算を取ってくるということが条例には明記されていないが、どう考えているか。

## 白土議員

- 1 3月27日に可決いただいた場合、28日以降の県報が公布された日となる。
- 2 任意計画である既存のビジョンは継続するが、新たにビジョンを策定する際には、条例を踏まえてもらう。条例の中では基本計画を定める義務付けをしている。
- 3 委員のおっしゃるとおりで、議会として、過去に意見書を提出した経緯もある。国に働き掛けることも含め、財政上の措置の特段の配慮をしていただきたいという思いを込めている。

## 武内議員

- 2 補足させていただく。附則の第2項でビジョンを基本計画とみなす旨を明示している。

## 菅委員

この条例が出たら、すぐこの基本計画を立てなければならないのか。それとも当面の間このビジョンで行うのか。

## 白土委員

当面の間は、平成32年度までが計画年度であるこのビジョンを進めていく。PDCAサイクルについて、様々な議論がされると思うが、それはこの既存ビジョンにのっとって行われるものとする。

---

## 【議員提出議案関係の付託議案に対する討論（議第3号議案）】

なし

---

## 【所管事務に関する質問（彩の国資源循環工場の不法投棄問題について）】

### 新井委員

本件については、2015年11月30日に民間事業者の敷地内に産業廃棄物がまかれているのを見つけたとのことで、先週の一般質問の部長答弁では、法に反する行為としていたが、不法投棄という認識でよいか。

### 産業廃棄物指導課長

法の「みだりに廃棄物を捨ててはならない」という行為に該当するかどうかについては、廃棄物の性質、形状、対応、行為、周辺環境への影響を勘案する。今回の事案は、再生砕石と似たような性質を持っていて周辺環境への影響がなかったこと、自分の敷地ではあるが、穴を掘って埋めたり、土をかぶせたりした行為がないこと、指導に従って直ちに撤去していることなどから、不法投棄に該当しないと判断した。

### 新井委員

新聞には不法投棄と認識しているとはっきり書かれているが、不法投棄という認識ではないということか。

### 環境部副部長

廃棄物処分業者は廃棄物を保管する場所が決められているが、当該事業者は異なる場所に置いたので違法である。不法投棄となるには「みだりに」という条件が付く。「みだりに」とは、隠す、何度も繰り返す、毒性の高いものをまくなど、より悪意のある場合に該当する。本件は違法な行為ではあるが、許可の取消処分に該当する不法投棄ではないと判断している。

### 新井委員

私は、取消処分にまでは当たらない不法投棄と認識していたが、そうではないのか。

### 環境部副部長

不法投棄という言葉は法律上の用語であり、「みだりに」捨てた場合である。捨てただけの場合は、違法な行為ではあるが許可を取り消すべき不法投棄には当たらない。

### 新井委員

不法投棄という認識ではないということか。

### 環境部副部長

廃掃法上の不法投棄とは考えていない。

### 新井委員

県は調査の結果、行政処分には該当しないと判断したと聞いているが、なぜか。

### 環境部副部長

取消処分に当たる不法投棄は判例上、廃棄物の性質として毒性があるもの、土をかぶせたり何度も繰り返したり、周辺の生活環境の清潔を損なう場合である。今回は、コンクリ

トからの敷詰めは、碎石に類似したものであり毒性はない。隠ぺい行為もない。周辺の環境にも影響がない。指導に従い、速やかに原状回復をした。これらのことに鑑み、廃掃法上の取消処分をする不法投棄に該当しないと判断した。

#### **新井委員**

環境部内で行政処分に値するとの意見もあったと聞いている。最終的に行政処分に当たらないと判断する過程において、部内ではどのような議論があり、誰が判断したのか。

#### **環境部副部長**

11月30日に発覚し、12月に分析調査や立入検査などを実施した。12月24日に環境科学国際センターが実施した毒性検査の結果が判明し周辺環境への影響がないと確認できたので、環境部として取消処分に該当しないと判断した。

#### **新井委員**

行政処分に該当するという意見もあったと聞いているがいかが。

#### **環境部副部長**

新聞報道でそのようなメモがあったと報道されたが、これはあくまでも担当者の勉強のメモである。内部では他の事例との整合性からも判断した。過去5年間、県内での取消処分は1件だけで、その事例では、建屋の中に穴を掘ってごみを埋め、コンクリートをかぶせようとしており、悪質性が認められた。今回はこれと比較して取消処分には当たらないと判断した。

#### **新井委員**

行政処分は、公平なる第三者が中立的な立場から判断するべきと考えるが、環境部長はどう考えるか。

#### **環境部長**

法に基づく処分であり、き束された範囲内で判断している。毒性があるかなどの専門的なことで他の意見を聴くことはあるが、最終的な判断は行政が一義的にさせていただくものと考えている。

#### **新井委員**

新聞報道では、環境部の内部資料に、事業者に速やかに廃止届を出させる旨が書かれていたとあるが、どういう意図があったのか。

#### **環境部副部長**

廃業の届出と処分の判断の時点が重なっていた。当該事業者は、もともと事業がうまくいっておらず、12月11日時点で廃業予定との話があった。処分判断を下す前に事業者から届出を受けたが、連動性は全くない。

#### **新井委員**

11月30日の立入検査前の廃業ならば理解できるが、その後では何かしらの意図があったと思わざるを得ないがどうか。

## 環境部副部長

新聞では、廃業届を出させることで取消処分を免れさせ、親会社を守ったと報道されていた。許可には、業の許可と施設の許可がある。廃業により取消を免れさせるには両方の許可を廃止しなければならない。業の許可だけを廃止したのは取消処分逃れではなく、業が成り立たないことの申出だったと考えている。

## 飯塚委員

1月28日の産経新聞に「県は行政処分の可能性があったが、調査完了前に廃止届が提出されたとした上で、手続としては違法ではないが県民に疑義を生じさせた。対応策を検討し環境省へ報告する」とあるが、対応策と環境省への報告は事実か。

## 産業廃棄物指導課長

取消処分には該当しないが、今後の対応策は検討しなければならない。環境省へは、このような事案があったと報告することを考えている。

## 飯塚委員

まだ文書は作成していないのか。

## 産業廃棄物指導課長

そのとおりである。

## 飯塚委員

報告書を作ったら、資料として請求できるか。

## 産業廃棄物指導課長

作成後に御報告する。

## 委員長

飯塚委員、委員会として資料要求するということでよいか。

< 了 承 >

## 委員長

ただ今、飯塚委員から環境省への報告書についての資料要求があったが、本委員会として要求することに御異議ないか。

< 異議なし >

## 委員長

異議なしと認め、そのように決定した。作成後、速やかに提出願う。資料は提出があり次第、控室の机に配布しておく。

## 伊藤委員

1 この問題が発生して、埼玉環境テックから廃止届が出された後、事業承継がされてい

と思うが、経緯を教えてください。

- 2 この問題が発生した場所は、資源循環工場全体28ヘクタールのうち、どれくらいの規模に当たるのか。
- 3 事業承継した会社が倒産したと聞いているが、現在その場所はどうなっているのか。

#### 資源循環推進課長

- 1 平成28年1月19日に施設の承継の申出があった。資源循環工場運営協定の中で、事業承継する場合には申し出るという規定があり、埼玉環境テックと豊田建設の連名で事業承継願いが出てきたものである。財務内容や事業計画を審査して、承継を認めたものである。
- 2 豊田建設の敷地面積は約3.7ヘクタールである。
- 3 2月6日に民間の信用調査機関から、不渡りを2回出したとの情報を得た。その後、24時間体制で新たな廃棄物が投棄されないように監視しているところである。

#### 伊藤委員

- 1 県が審査をして事業承継を認めたが、倒産してしまったことについて、責任をどのように感じているのか。
- 2 現在24時間体制で監視しているが、このままではいけない。今後、県が責任を持ってこの場所で、事業を行っていかねばいけないと思うが、見通しはどうか。

#### 資源循環推進課長

- 1 昨年の1月に承継の申出があって審査したところ、その時点では建設業の実績あるいは東日本大震災の被災地で廃棄物処理をやっていたということもあり、しっかりと会社であると判断したものである。ただ、1年でこういった事態に至ったことについては、経済状況等もあったかと思うが、非常に残念だと思っている。
- 2 地元の皆様にも非常に不安を与えているところであり、しっかりと責任を持って取り組んでいきたい。建屋の中に残された廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、まずは豊田建設に、次に排出事業者撤去を求めていく。

#### 柳下委員

- 1 決められた場所に置かないのは不法投棄である。毒性がないからといって、不法投棄ではないというのはおかしいのではないか。
- 2 これだけ問題になっているのに、この委員会に対して、資料の提出や説明がないのは問題である。後で配るのではなく委員会の開催中に資料を配布すべきではないか。

#### 環境部長

- 1 不法投棄は法律の用語であり、即取消処分である。今回は法律に反する不適正な行為であるが、法律上の不法投棄には当たらない。
- 2 環境省に報告する資料は大至急作成し配付する。報告が遅れたことについては、申し訳ない。

#### 委員長

これは大変重要な問題である。執行部は丁寧に資料を作成して、報告すること。

### **柳下委員**

委員長が言ったとおりにしていただきたい。この資源循環工場ができたときは、ものすごい反対があった。住民も厳しく監視をしているし、住民に報告することにもなっている。自分の敷地にまいて、すぐ片付けたとしてもこれは不法投棄である。

### **環境部副部長**

我々は、専門職のため、法律上の概念にこだわるところがある。法律上の概念では、不法投棄イコール取消処分である。そういう意味では取消処分をするほどの不法投棄ではないと考える。ただ、許可に違反する不適正な行為であるので厳重に指導したところである。

### **委員長**

執行部は後ほど、柳下委員にしっかりと御説明をしておくようお願いする。

### **小島委員**

不適切な場所にまいたことが、法律上の不法投棄でないとすると何に該当するのか。

### **産業廃棄物指導課長**

廃掃法第14条第11項に、許可に当たっては、必要な条件を付することができるという規定がある。県では、廃棄物を置く場所についての条件を付けているため、許可の条件に違反している。

### **小島委員**

許可条件の違反は、法律上、取消処分にはならないのか。

### **産業廃棄物指導課長**

ほかの場所に置くことは、他の事業者でもままあるが、指導で改善されることが多い。仮に、指導に従わない場合は、事業の停止命令を出すことも可能である。

### **小島委員**

不法投棄は取消処分だが、許可以外の場所に置いた場合には、指導に従って許可された場所に戻せば取消処分にならないのか。

### **環境部副部長**

法律上の不法投棄は、取消処分である。軽微な違法行為は基準に従い、営業を停止するなどの処分をすることがある。